

機関番号：32411

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2011

課題番号：21830162

研究課題名（和文） 大陸棚限界委員会の勧告機能についての研究

研究課題名（英文） Research on the Function of Recommendations of the CLCS

研究代表者

長岡 さくら (Sakura NAGAOKA)

駿河台大学・法学部・専任講師

研究者番号：10550402

研究成果の概要（和文）：大陸棚限界委員会（CLCS）が行う勧告機能、とりわけ、CLCS への申請及び CLCS の勧告が他の国家（第三国）に与える国際法上の法的効果・影響について検討した。その結果、申請国あるいは申請国以外の第三国が CLCS の勧告に対して意見の相違を持つ場合、これらの国家や CLCS が第三者機関における紛争解決手続として ITLOS に勧告的手続の要請を行うことが可能であるとの結論に達した。

研究成果の概要（英文）：This research was devoted to the examination of the function of recommendations of the Commission on the Limits of the Continental Shelf (CLCS), especially, focused on the legal effect against third States given by the submission to the CLCS and the recommendation of the CLCS. As the result of the research, it is concluded that it is possible for those States and the CLCS to request as advisory opinion to the International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS) as the way for dispute settlements.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,030,000	309,000	1,339,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
(翌債) 2011年度	15,778	4,733	20,511
年度			
年度			
総計	1,730,000	519,000	2,249,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：大陸棚限界委員会、大陸棚延長申請、紛争解決手続、海洋境界画定、一方的行為

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 国連海洋法条約（以下、UNCLOS）では、自国沿岸の大陸棚が 200 海里を超えて延びている場合、国家は基点から 350 海里を超えない点まで大陸棚を延長することが認められている。一方、UNCLOS 及び同附属書に従って設置された大陸棚限界委員会（以下、CLCS）は、200 海里を超えて延びている海域における大陸棚の外側の限界に関して沿岸国が提出したデータ等を検討し、国連海洋法条約第 76 条等に従って勧告を行う。

(2) 沿岸国が基点から 200 海里を超える海域に大陸棚の限界を定める意思を有する場合、UNCLOS 第 76 条 8 項及び同附属書 II に従って設置された CLCS に対し 10 年以内にその旨の申請を行う必要がある。第 11 回国連海洋法条約締約国会合にて申請に係る起算点を技術ガイドラインが採択された 1999 年 5 月 13 日とすることが決定されたため（SPLOS/72）、同日に UNCLOS の締約国であった国家は 2009 年 5 月 13 日にその申請期限

を迎えることとなっていた。2001年12月に初めての申請が行われて以降、既に日本を含む延長申請が CLCS に対して行われている。また、既にこれらの申請の幾つかに対して CLCS による勧告が採択されていた。なお、これらの中には、提出したデータが不十分であるとする勧告が採択され、再申請の準備を進めているとされるケースも存在する。

(3)なお、UNCLOS 及び同附属書 II には、勧告を受け入れた国家が同勧告に沿って引いた大陸棚の限界は最終的であり拘束する旨規定されているものの、それ以外の条文は見当たらない。

## 2. 研究の目的

(1)本研究では、CLCS への申請及び CLCS の勧告が他の国家（第三国）に与える法的効果・影響について明らかにする。検討の対象を限定するため、大陸棚限界委員会への申請過程を時系列的に三段階に分類して検討することとした。

(2)まず第一に、ある国家が行った CLCS への大陸棚延長申請が第三国にどのような影響を与えるのかについて検討を行う。即ち、①ある国家が行った大陸棚延長申請及びその際に用いられた基線等のデータが当該国家が行う基線設定や EEZ の設定等に影響を及ぼすのか否か、影響を及ぼすとすればいかなる影響を及ぼすのか、②①で検討した点は相手方たる第三国が UNCLOS の締約国か非締約国であるかによってその享受する法的効果・影響に相違があるか否か。相違があるとすれば、どのような点に相違があるかについて検討する。

(3)第二に、CLCS が行う勧告機能自体の国際法上の地位を検討すると同時に、CLCS が行う勧告が申請国及び第三国に対して国際法上どのような影響を与えるのかを明らかにする。

(4)さらに、第三に、申請国あるいは申請国以外の第三国が CLCS による勧告に対して意見の相違を持つ場合、これらの国家は国際法上いかなる措置を執りうるのかという点について明らかにする。とりわけ、どの国家がどのような機関に対してどのような措置をとりうるのかという点を明らかにする。

(5)本研究の学術的な特色は、条約規定自体からは明らかになっていない CLCS における勧告機能の法的帰結について検討することにある。特に、本研究の検討対象である大陸棚限界拡張の申請とその国際法上の効果に

ついては、これまで、学術的な観点からはほぼ検討されてこなかった。また、CLCS 自体は技術者を中心とする委員会であるため、同委員会の勧告は国際法上の効果を持つにも拘らず、同委員会内部において勧告の国際法上の効果・影響について検討されてきた形跡はほとんど見当たらない。

(6)よって、本研究を行うことにより、CLCS への申請及び CLCS の勧告に付随する様々な問題点を明らかにし、またその法的効果について一視座を与えることができると予想される。また、国家が国際海洋法上の問題について収集・公表・申請したデータがそれとは直接関係しない機関でどのように使用することができるのか、特に、これらのデータが当該国家と他の国家との間で海洋紛争が生じた際に、ITLOS や国際司法裁判所といった紛争解決機関においてどのように使用されるのかといった影響についても明らかにすることができると考えられる。

## 3. 研究の方法

(1)本研究の目的を達成するため、研究対象を CLCS への申請手続の一連の流れにおける各行為について、時系列の観点から三段階に分けて検討することとした。即ち、まず第一段階として、申請国が CLCS へ申請を行う際に検討すべき問題、第二段階として、CLCS の勧告自体に存在する問題点、さらに第三段階として、CLCS が行った勧告に対するリアクションへの問題点、の三段階に分けて検討を行うこととした。また、国際法規則の形成過程、とりわけ、海洋法分野の規則形成過程においては、国際法学者による著述・学説だけでなく、一連の海洋法会議での発言・動向、さらには各国家による国家実行が密接に関わり合うことによって、海洋法関連規則の結晶化・形成・変更等にさまざまな影響を及ぼしあっていると考えられることから、著書・論文だけでなく、各種海洋法会議における文書、国家実行も検討の対象とした。

(2)初年度は、前述の研究目的における第一及び第二の段階について中心に検討を行うこととした。

まず、第一の論点に関し、通常、国家が基線設定、領海の幅員設定等、国内立法による一方的行為を行った場合、国際法上これを国連事務局等に通報する義務はない。しかし、海洋法分野では、現在の慣行として、国内立法による一方的行為が行われた場合、当該国政府あるいは当該国国連代表部を通じて、国連事務局に対し当該国内法の制定を通報する旨の口上書を発出し、併せて当該国内法を国連事務局海洋・海洋法課（以下、DOALOS）

が発行する直近の『海洋法年鑑 (Law of the Sea Bulletin)』に掲載するよう要請することが多い。また、他の第三国はこれらの年鑑に掲載された情報を元に、例えば抗議といった当該国への対応をとることが多い。これに対して、CLCS へ大陸棚延長申請が行われる場合、申請国が CLCS に対して申請を行い、またそれが受領された旨の口上書が国連事務局より CLCS 及び全国連加盟国に対して発出されるとともに、申請国の提出した申請内容が DOALOS ウェブサイトへ掲載されている。では、その申請国の提出した申請内容に自国海域に関連する内容が含まれていた場合、当該国家はどのような対応を取ることができるのか。とりわけ、既に当該国家が申請国に対して抗議を行っていた内容が含まれていた場合、あるいは当該申請によって初めて明らかとなった内容・国内立法等が存在することが明らかとなった場合、当該国家はどのような対応を取ることが必要となるかが問題となる。換言すると、これらの事態への対処を怠ることは当該国内立法・海域設定の国際法上の法的効果の確定に影響を及ぼすのか否かという点が問題となる。この点、既に申請書が提出された申請のうち、幾つかの申請に対して第三国による反応が存在する。本研究では、これらの反応及び大陸棚限界委員会による勧告がこれらの反応にどのように影響されているかについて、当該口上書、勧告等を検討することによって明らかとすることとした。

また、第二の論点に関し、CLCS が行う勧告機能自体の国際法上の地位を検討すると同時に、CLCS が行う勧告が申請当事国及び第三国に対して国際法上どのような法的効果・影響を与えるのかを明らかにする。この点、CLCS の機能について、UNCLOS 第 76 条 8 項は「この委員会は、当該大陸棚の外側の限界の設定に関する事項について当該沿岸国に対し勧告を行う」旨定め、また、同附属書 II 第 3 条 1 項(a)は CLCS の任務は「大陸棚の外側の限界が 200 海里を超えて延びている区域における当該限界に関して沿岸国が提出したデータその他の資料を検討すること並びに条約第 76 条の規定及び第三次国連海洋法会議が 1980 年 8 月 29 日に採択した了解声明に従って勧告を行うこと」である旨規定するが、条約上はきわめて簡単な規定しか置かれていない。しかし、これらの規定が置かれるまでには第三次国連海洋法会議及びその後の会議の場において相当の議論が行われており、これらの規定の文面からだけでは判断できない意義・法的地位についてはこれらの議論の中に現れていると考えられる。これらの会議の動向は国連が発行する会議文書録にその多くが掲載されており、これを検討することによってこれらの規定が持つ

意義を明らかにすることができる。また、CLCS がすでに幾つかの国々に対して与えた勧告を検討することによってもこれを明らかにする手がかりとなりうる。

(3) 二年次は、上述の研究期間内に明らかにしようとする内容及び研究計画要旨における第三の段階について検討を行うとともに本研究のまとめを行うこととした (2011 年 3 月に発生した地震に伴う繰越のため、総括は三年次に行った)。とりわけ、第三の論点に関し、申請国あるいは申請国以外の第三国が CLCS による勧告に対して意見の相違を持つ場合、これらの国家は国際法上どのような機関に対しいかなる措置を執りうるのかという点について明らかにすることとした。

この点、UNCLOS 第 76 条 8 項は、「沿岸国がその勧告に基づいて設定した大陸棚の限界は、最終的なものとし、かつ、拘束力を有する」旨規定する。また、同附属書 II 第 8 条は、「沿岸国は、委員会の勧告について意見の相違がある場合には、合理的な期間内に、委員会に対して改定した又は新たな要請を行う」旨規定する。しかし、CLCS の勧告に対して意見の相違を有する場合の規定はこれ以外に見当たらない。これらの規定は、沿岸国が意見の相違を有する場合に CLCS に対して改定した又は新たな要請を行いうることは示されているものの、沿岸国がその他の機関に何らかの措置を執りうる可能性、あるいは、第三国が何らかの措置を執りうる可能性については示されておらず、これらの場合の国際法規則は未だ不明確なままである。

従って、本研究では、とりわけ、申請国及び第三国が CLCS 以外の UNCLOS に関連する機関へ措置を執りうる可能性について追求することとした。

#### 4. 研究成果

(1) 以上の背景・目的・方法により研究を行った結果、以下の成果が挙げられた。

(2) 研究初年度である平成 21 年度は、とりわけ、次の二点について検討を行った。第一に、ある国家が行った CLCS への大陸棚延長申請が第三国にどのような影響を与えるのかという点に関し、既に CLCS に申請書が提出された申請のうち第三国による反応が存在するものについて、当該口上書、勧告等の検討を行った。第二に、CLCS が行う勧告が申請国及び第三国に対して国際法上どのような影響を与えるのかという点に関し、きわめて簡単な規定しか置いていない UNCLOS 及び同附属書 II の規定の文面からだけでは判断できない意義・法的地位について、第三次国連海洋法会議の会議文書録及び CLCS がすでに

幾つかの国々に対して与えた勧告等から分析・検討を行った。

(3) 研究二年次かつ本来の最終年度である平成 22 年度は、とりわけ、次の二点について検討を行った。第一に、CLCS が行う勧告機能自体の国際法上の地位について、CLCS 及び国連海洋法条約締約国会合（以下、SPLOS）の会議文書及び学術的著述等を元に検討を行った。第二に、申請国あるいは申請国以外の第三国が CLCS による勧告に対して意見の相違を持つ場合、これらの国家は国際法上いかなる措置を執りうるのかという点について、第三国が意見の相違をもった CLCS の勧告に対して執った措置及びそれに対する CLCS 及び申請国の反応及び学術的著述を中心に分析・検討を行った。

(4) 平成 22 年度中に発生した地震に伴う翌債のため、平成 23 年度が研究三年次かつ最終年度となった。平成 23 年度は、平成 22 年度中に予定していたものの地震発生に伴う計画変更のため留保していた学術文献の分析・検討を進めた。同時に、同年度中に判示された国際海洋法裁判所（ITLOS）における関連事例の分析・検討を行った。そして、最後に、本研究の総括を行った結果、CLCS の勧告に対する意見の相違を持つ国家や CLCS が第三者機関における紛争解決手続として ITLOS に勧告的手続を要請することが可能となりうるということ、また、国家が CLCS に対し大陸棚限界延長申請を行うとともに ITLOS に対して隣接国との大陸棚境界画定問題について紛争解決を求めた際には、ITLOS による意思決定が CLCS の勧告に対してどのような影響を与えるのかという問題が生じること、が判明した。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ① 長岡さくら、大陸棚限界委員会への延長申請と第三国の対応、駿河台法学、査読無、第 24 卷 1・2 号、2010、19-52 頁。
- ② 長岡さくら、大陸棚限界委員会における「係争海域」に関する一考察、駿河台法学、査読無、第 25 卷 1 号、2011、83-110 頁。

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① 長岡さくら、大陸棚限界委員会への延長申請と第三国の対応、九州国際法学会第 152 回例会、2011 年 7 月 23 日、西南学院大学学術研究所。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

長岡 さくら （Sakura NAGAOKA）  
駿河台大学・法学部・専任講師  
研究者番号：10550402

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし